

西宮市特別支援教育審議会委員解嘱及び委嘱の件

下記のとおり、西宮市特別支援教育審議会の委員を解嘱及び委嘱する。

令和 2 年 7 月 8 日

西宮市教育委員会  
教育長 重松司郎

記

1 解嘱

- (1) 解嘱者  
山之口 知佐  
(2) 解嘱年月日  
令和 2 年 7 月 13 日

2 委嘱

- (1) 委嘱者  
井上 浩美  
(2) 委嘱年月日  
令和 2 年 7 月 14 日  
(3) 任期  
令和 2 年 7 月 14 日～令和 3 年 7 月 13 日（前任者の残任期間）

(参考 1)

○提案理由

任期途中で解嘱の願出による欠員が生じるため、新たな委員を委嘱する。

(参考 2)

○西宮市附属機関条例（抜粋）

（委員）

- 第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。
- 2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。
- 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第46条の6 西宮市特別支援教育審議会（以下この条において「審議会」という。）

は、その定めるところにより、部会を置くことができる。〔13〕

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。〔13〕
- 3 第3条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項ただし書中「会長及び副会長」とあり、並びに同条第2項、第3項及び第4項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名した委員」と読み替えるものとする。〔13〕
- 4 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。〔13〕
- 5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。〔13〕
- 6 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。〔13〕
- 7 臨時委員を委嘱した場合の審議会及び部会における第3条第5項及び第6項並びに第2項の規定の適用については、これらの規定中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」とする。〔13〕
- 8 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。〔13〕

別表（抜粋）

西宮市特別支援教育審議会	特別支援教育の推進について必要な事項の調査及び審議	6人	学識経験者 医療関係者 保護者代表 教育関係者
--------------	---------------------------	----	----------------------------------

西宮市特別支援教育審議会委員新旧対照名簿

○委嘱期間 令和1年7月14日～令和3年7月13日

【旧】

区分	名前	所属	在任期間
学識経験者	竹田 契一	大阪教育大学名誉教授 大阪医科大学LDセンター顧問	1期目
学識経験者	花熊 曜	関西国際大学 教育学部 教育福祉科 教授	1期目
医療関係者	井出 浩	関西学院大学 人間福祉学部 人間福祉研究科 教授 医学博士	1期目
保護者代表	松本 祐子	PTA協議会副会長	1期目
保護者代表	※1 <u>山之口 知佐</u>	西宮養護学校PTA会長	1期目
教育関係者	坂口 紳一郎	西宮市学校園長会	1期目
臨時委員	金高 玲子	西宮専門家チーム相談員 元西宮市立西宮養護学校校長	1期目
臨時委員	粟屋 邦子	西宮市特別支援教育研究協議会副会長 浜脇小学校長	1期目

【新】

区分	名前	所属	在任期間
学識経験者	竹田 契一	大阪教育大学名誉教授 大阪医科大学LDセンター顧問	1期目
学識経験者	花熊 曜	関西国際大学 教育学部 教育福祉科 教授	1期目
医療関係者	井出 浩	関西学院大学 人間福祉学部 人間福祉研究科 教授 医学博士	1期目
保護者代表	松本 祐子	PTA協議会副会長	1期目
保護者代表	※2 <u>井上 浩美</u>	西宮養護学校PTA会長	1期目
教育関係者	坂口 紳一郎	西宮市学校園長会	1期目
臨時委員	金高 玲子	西宮専門家チーム相談員 元西宮市立西宮養護学校校長	1期目
臨時委員	粟屋 邦子	西宮市特別支援教育研究協議会副会長 浜脇小学校長	1期目

※1 委嘱期間 令和1年7月14日～令和2年7月13日

※2 委嘱期間 令和2年7月14日～令和3年7月13日